

平成 29 年 8 月から

介護健康課 内線 236

高額介護サービス費（日々の負担の上限） の基準が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担額の合計が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）のうち、「一般世帯（世帯のどなたかが町民税を課税されている世帯）」の月額負担額の上限と年間の負担額の上限が新たに設定されました。

ただし、介護サービスを長期に利用している方のうち、同一世帯の65歳以上の利用者負担割合が1割、かつ、所得状況が「現役並み所得者」（同一世帯の65歳以上の方の課税所得145万円以上、収入合計520万円以上【単身の場合は383万円】）に該当しない場合には、年間の負担上限額が446,400円となります。（3年間の時限措置）

◆利用者負担の上限（1ヶ月）

平成 29 年 7 月まで	
利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
● 現役並み所得者	44,400 円
● 一般	37,200 円
● 住民税世帯非課税	24,600 円
・ 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	24,600 円 (世帯)
・ 高齢福祉年金の受給者	15,000 円 (個人)
● 生活保護の受給者	15,000 円 (個人)



平成 29 年 8 月から	
利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
● 現役並み所得者	44,400 円
● 一般	44,400 円
・ 同一世帯の 65 歳以上の利用者負担額 1 割、かつ、現役並み所得者に非該当。	446,400 円 (年間)
● 住民税世帯非課税	24,600 円
・ 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	24,600 円 (世帯)
・ 高齢福祉年金の受給者	15,000 円 (個人)
● 生活保護の受給者	15,000 円 (個人)

「尾張北部障害者就業・生活支援センター」をご利用ください

福祉児童課 内線222

旧柏森発展会コミュニティ広場「幸福くわの木」の一角に、尾張北部障害者就業・生活支援センターようわサテライト柏森（写真）があります。



「障害者就業・生活支援センター」とは、障害者が安定した職業生活を送ることができるように、関係するあらゆる機関と一緒に、「はたらくこと」「せいかつすること」を一体的に支援するセンターです。手帳の有る無しは問いません。扶桑町、大口町、江南市、犬山市、岩倉市、春日井市、小牧市に在住している方が対象です。地域の事業主や福祉関係機関、学校からの相談も受け付けています。

※面談、訪問は予約制です。事前にお申し込みください。

▼申込み ☎ (81) 6025

月～金 午前9時～午後5時

土日・祝・第2・4水曜日は休み

扶桑町役場 ☎ (93) 1111